

【別 表】利用料金は、次表のとおりです。(居宅介護)

| サービスの種類及び提供時間      |                          | 利 用 料 | 利用者負担額 |
|--------------------|--------------------------|-------|--------|
| 身体介護               | 30分未満                    | 2560円 | 256円   |
|                    | 30分以上1時間未満               | 4040円 | 404円   |
|                    | 1時間以上1時間30分未満            | 5870円 | 587円   |
|                    | 1時間30分以上2時間未満            | 6690円 | 669円   |
|                    | 2時間以上2時間30分未満            | 7540円 | 754円   |
|                    | 2時間30分以上3時間未満            | 8370円 | 837円   |
|                    | 3時間以上(30分増すごとに次の額を加算)    | 840円  | 84円    |
| 通院等介助(身体介護を伴う場合)   | 30分未満                    | 2560円 | 256円   |
|                    | 30分以上1時間未満               | 4040円 | 404円   |
|                    | 1時間以上1時間30分未満            | 5870円 | 587円   |
|                    | 1時間30分以上2時間未満            | 6690円 | 669円   |
|                    | 2時間以上2時間30分未満            | 7540円 | 754円   |
|                    | 2時間30分以上3時間未満            | 8370円 | 837円   |
|                    | 3時間以上(30分増すごとに次の額を加算)    | 840円  | 84円    |
| 家事援助               | 30分未満                    | 1060円 | 106円   |
|                    | 30分以上45分未満               | 1530円 | 153円   |
|                    | 45分以上1時間未満               | 1970円 | 197円   |
|                    | 1時間以上1時間15分未満            | 2390円 | 239円   |
|                    | 1時間15分以上1時間30分未満         | 2750円 | 275円   |
|                    | 1時間30分以上(15分増すごとに次の額を加算) | 360円  | 36円    |
| 通院等介助(身体介護を伴わない場合) | 30分未満                    | 1060円 | 106円   |
|                    | 30分以上1時間未満               | 1970円 | 197円   |
|                    | 1時間以上1時間30分未満            | 2750円 | 275円   |
|                    | 1時間30分以上(30分増すごとに次の額を加算) | 700円  | 70円    |

※ サービス提供を行う手順書等により、市町村が2人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパー2人を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍となります。

※ 「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例:入浴介助、食事介助など)に30分~1時間以上を要しあつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

## 【加算項目】

① サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。

(5円未満の端数は四捨五入)

| 提供時間帯名 | 早 朝           | 夜 間            | 深 夜            |
|--------|---------------|----------------|----------------|
| 時 間 帯  | 午前 6 時～午前 8 時 | 午後 6 時～午後 10 時 | 午後 10 時～午前 6 時 |
| 加算割合   | 25%増し         | 25%増し          | 50%増し          |

②新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、またはヘルパーに同行した場合に加算されます。

| 加算項目    | 利用料     | 利用者負担額 | 算定回数等     |
|---------|---------|--------|-----------|
| 初 回 加 算 | 2,000 円 | 200 円  | 初回月、1 回のみ |

### ③その他の費用について

|                                            |                                                                 |             |  |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------|--|
| ① 交通費                                      | 通常の実施地域を超えてのサービスについては、1 km (往復) 30 円を請求させて頂きます。                 |             |  |
| ② キャンセル料                                   | サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。 |             |  |
| ② キャンセル料                                   | 訪問前日 17:30 前までご連絡の場合                                            | キャンセル料は不要です |  |
|                                            | 当日キャンセルの場合                                                      | 1,000 円     |  |
| ※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。 |                                                                 |             |  |
| ③サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用     | 利用者（お客様）の別途負担となります。                                             |             |  |
| ④通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費                |                                                                 |             |  |

※ 当事業所は、特定事業所加算Ⅱの対象事業所です。利用料に対して 10% の加算が発生します。

※ 処遇改善の為の加算について

介護現場で働く方の処遇改善を行い人材確保に努め、良質なサービス提供を続けることが出来る様にするために処遇改善手当（処遇改善加算・特定加算・ベースアップ加算）を算定しております。

R5.5迄（合計 38.9%） R6.6～ 新加算Ⅰ（41.7%）となります。